

小鹿総政第58号
令和8年7月6日

被指名業者 様

小鹿野町長 森 真太郎
(公印省略)

入札指名について（通知）

指名競争入札を次により執行するに当たり、貴社が指名されたので、希望があれば小鹿野町契約規則、小鹿野町公共工事等電子入札運用基準及び小鹿野町建設工事等請負競争入札参加者心得に従い、小鹿野町建設工事請負契約約款、仕様書並びに工事場所を熟知のうえ、入札してください。

1 入札対象事業

- (1) 工 事 名 旧両神学童保育室解体工事
- (2) 工 事 場 所 小鹿野町両神薄地内
- (3) 設 計 金 額 事後公表

2 入札執行に関する事項

- (1) 入札書受付期間 令和8年7月17日（金）午前9時00分から
令和8年7月21日（火）午後4時30分まで
- (2) 開 札 日 時 令和8年7月22日（水）午前9時30分
- (3) 開 札 場 所 小鹿野町役場第二庁舎 2階・旧図書室
- (4) 入 札 保 証 金 免除（小鹿野町契約規則第36条第2項の規定による）
- (5) 最低制限価格 あり
- (6) 設 計 図 書 等 設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）
は電子入札システムに掲載する。
- (7) 設計図書等に関する質疑
 - ア 提 出 期 限 令和8年7月13日（月）正午までに電子入札システム
により提出
 - イ 回 答 令和8年7月14日（火）午後5時までに電子入札シス
テム上に掲示
- (8) 注意事項
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 再度入札は原則として2回までとし、詳細は別途通知する。
 - ウ 入札に参加する者がいないときは、原則入札を執行しないものとし、日時

を改めて指名替えにより競争入札に付する。

エ 入札時に入札金額見積内訳書を提出すること。

オ 落札候補者となるべき価格について同額の入札が2者以上あった場合は、電子入札システムによる電子くじで落札者を決定する。

3 契約の特定条件

(1) 契約保証金 工事契約金額の10分の1以上とする。ただし、小鹿野町契約規則第10条第2項第1号の履行保証保険契約又は第2号の工事履行保証契約を締結したときは免除する。

(2) 前金払 する。(この金額は契約金額の40%以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。)

(3) 中間前金払 する。(中間前金払を選択した場合に限る。この金額は契約金額の20%以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。)

(4) 部分払 する。(部分払いを選択した場合に限る。)

(5) 工事期間は、契約確定の日から令和9年1月29日までとする。

4 その他

(1) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書及び仕様書、工事場所等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札を希望しない場合には、辞退することができ、その場合も今後不利益を受けることはない。辞退する場合は、電子入札システム上の手続きにより行うこと。

(3) やむを得ない理由により電子入札システムを利用することができない場合は、「紙入札方式参加申請書」を小鹿野町に提出し承認を得なければ紙入札へ移行することができないため、入札書受付締切日時を鑑み、早めの申請を心掛けること。

(4) 過去1年間に、贈賄などの不正行為により逮捕等され、または本県内で工事事故等を起こし、かつ町に通報していない場合は早急に申し出ること。

(5) 入札に際し談合情報があった場合は、次のとおり取り扱うことができる。

ア 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。

イ 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札執行を取りやめることができる。

ウ 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。

(6) 本工事は、週休2日制モデル工事とする。

問合せ先

小鹿野町総合政策課

電話 0494-75-1238